

令和3年7月26日

事業主
実施事業所ご担当者様

電子情報技術産業企業年金基金
理事長 瀧澤 薫
[公印省略]

適用関係届書に係る事業主等の押印の廃止について

平素より当基金の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年12月25日付で「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布され、押印が求められている書類への押印義務が廃止されました。

これに係る各省令・通知等を踏まえ、当基金では令和3年7月21日に開催された第8回理事会・代議員会において「届出書類の押印廃止」を提案し、ご承認をいただきました。この会議にて承認を得たことにより、下記のとおり適用関係届書について、令和3年8月1日以降の受付分より事業主等の押印を廃止することと致しますのでご案内申し上げます。（社会保険労務士記載欄の印も同様に不要となります。）

記

1. 押印廃止対象の適用関係届書

- ・ 加入者資格取得届
- ・ 加入者資格喪失届
- ・ 中断者届
- ・ 復活者届
- ・ 加入者に関する訂正（変更）届
- ・ 実施事業所（名称・所在地・事業主・代理人）変更届

※ 基金ホームページに記載しております上記のエクセルシートは令和3年8月2日より㊦なしの新様式に更新する予定です。

※ ㊦ありの旧様式につきましても引き続きご使用いただけます。（押印がなくても受付いたします。）

※ 上記の適用関係届書以外の届書等につきましては、引き続き押印が必要となります。

※ **この押印廃止に伴い、翌月の中旬以降に送付される各届書の決定通知書、控え等にて手続きの決定内容を確認するようお願い申し上げます。**

以上、ご不明な点等ございましたら下記担当課までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

電子情報技術産業企業年金基金
業務課

TEL 03-5809-3189

メール gyoumu@denshikikin.or.jp